

手渡し詐欺にご注意ください

最近の詐欺は、金融機関を通じて振り込ませるだけでなく、直接犯人に現金を手渡す「手渡し詐欺」が増えており、市内でも被害が急増しています。

そこで、8月19日に「手渡し詐欺撲滅大会」を開催し、工藤市長と新井行田警察署長が共同メッセージを発表し、市民の皆さんへの注意喚起を強化しました。しかし、今年の1月から10月6日までの間に、13件4,330万円の被害が発生してしまい、昨年の6件3,312万円の被害を大きく上回っています。

市民の皆さん、不審な電話には細心の注意を払うとともに、地域ぐるみで詐欺を撲滅しましょう。



手渡し詐欺撲滅の共同メッセージを発表する工藤市長と新井行田警察署長

こんな電話には注意

「携帯電話の番号が変わった」→前の携帯番号に電話を掛け、本当に変わったのか必ず確認する。

「友人や同僚が本人に代わってお金を取りに来る」→本人以外にお金を渡さない。

対策

- ・詐欺の手口は巧妙化しており、また、あらゆる手段を使って信用させようとします。不審な電話は必ず切り、家族や知人もしくは警察署や市役所にご相談ください。
- ・犯人は言葉巧みに第三者へ相談させない状況をつくり、すぐにお金を振り込ませる、または現金で手渡すようにさせます。落ち着いて、状況を確認してください。
- ・犯人は証拠が残るのを嫌います。留守番電話に設定しておき、知っている相手にだけ応答するのも有効です。

▶問い合わせ 防災安全課防犯対策担当(内線283)

11月はいじめ撲滅強調月間です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に指定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、1人で悩まずご相談ください。

よい子の電話教育相談

▶相談日時 24時間365日対応

▶連絡先

【子ども専用(18歳以下)】☎0120-86-3192

【保護者専用】☎556-0874

【Eメール相談】soudan@spec.ed.jp



【こどもライン(18歳以下)】☎048-640-6400

【相談電話】☎048-645-4343(24時間365日対応)

さいたまチャイルドライン

▶相談日時 毎日(年末年始を除く)午後4時~9時

▶連絡先 【子ども専用(18歳以下)】☎0120-99-7777

埼玉県こころの電話

▶相談日時 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時~午後5時

▶連絡先 ☎048-723-1447

子どもの人権110番

(さいたま地方法務局人権擁護課所管)

▶相談日時 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

▶連絡先 ☎0120-007-110

▶問い合わせ 埼玉県県民生活部青少年課☎048-830

-5858

埼玉県警察少年サポートセンター

▶相談日時 月~土曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

▶連絡先 ヤングテレホンコーナー☎048-861-1152

子どもスマイルネット

▶相談日時 毎日(祝日、年末年始を除く)午前10時30分~午後6時

▶連絡先 ☎048-822-7007

埼玉いのちの電話

▶相談日時 金・土曜日の午後3時~9時30分

▶連絡先

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待の種類

- ・**身体的虐待**
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。
- ・**性的虐待**
性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。
- ・**保護の怠慢・拒否(ネグレクト)**
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。
- ・**心理的虐待**
言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの前でドメスティックバイオレンスを行うなど。

見逃さないで、小さなサイン

虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか」という視点や問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいがちです。家庭、地域、保育所などの集団生活の場、保健機関、医療機関などのそれぞれの機関や日常の場面で、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

今、子育て中の方へ

次のようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みを1人で抱え込まず、相談窓口にご相談ください。

- ・どうやって子育てしてよいか分からない。
- ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
- ・思うようにいかず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
- ・どうしても子どもがかわいく思えない。
- ・夫やパートナーの理解が得られない。

周りの方たちへ

- ・子育て中の親が孤立しないよう、あいさつや声掛け、話し相手になるなどして見守ってください。
- ・気に掛かる親子がいたり、虐待かもしれないと思ったらときには、相談窓口にご連絡ください。

発見のためのチェックポイント

虐待を疑わせる状況

- ・殴る、蹴るなどの虐待行為そのものの目撃(親はしつけのためだと言うこともある)。
- ・たたく音や叫び声などが頻りに聞こえる。

子どもの状況

- ・不自然な傷が多い(顔や腕、足にあざが多くある)。

- ・夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊したりしている。
- ・夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・体や衣服が非常に不潔である。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで夜を過ごしている。

親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい。
- ・子どもがけがをしたり、病気になったりしても医療機関を受診させようとしない。
- ・アルコールを飲んで暴れることが多い。
- ・小さい子どもを置いたまま頻りに外出している。
- ・子どもに体罰を加える。
- ・養育について拒否的であり、食事をきちんとさせないなど放置している。

まずは勇気を持って連絡を

児童虐待は家庭という密室の中で行われるため、発見されにくく、しかも虐待者が親であるため、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡(通告)しなければならないと定められています。連絡(通告)は、子どもを守り、ひいては、虐待してしまう親をも救うこととなります。

なお、子どもを守るために連絡(通告)した人の個人情報などは、虐待者などには伝わらないように配慮し、保護します。周囲の人の温かいまなざしと行動が、子どもを虐待から守ります。

相談窓口

子育てにお悩みの方は、下記相談窓口までご連絡ください。

- ・行田市子育て応援専用ダイヤル☎556-2011
- ・行田市保健センター☎553-0053

虐待行為を見掛けるなどした場合は、下記相談窓口までご連絡ください。

- ・行田市虐待防止ホットライン☎0120-556-212 (虐待の通告を受けてから48時間以内に安否確認を行います)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル☎0570-064-000 (熊谷児童相談所に電話をつなぎます)
- ・埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル☎048-779-1154

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)